

## I . 薬学教育評価 実施要綱

平成 27 年 1 月

一般社団法人 薬学教育評価機構

## 1. 評価の対象

薬学教育評価機構（以下、「機構」とします。）は、各薬科大学・薬学部（以下、「各大学」とします。）の6年制薬学教育プログラム\*（以下、「薬学教育プログラム」とします。）を定期的な評価の対象とします。

\*ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとします。

## 2. 評価の目的および基本方針

機構が実施する評価の目的と基本方針は以下の通りです。

1) 機構が定める「薬学教育評価 評価基準」（以下、「評価基準」とします。）への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。

(基本方針)

① 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施します。

② 教育研究活動等に対するピア\*・レビューを中心とする評価を実施します。

\*ここでいう“ピア”とは、大学の教育研究活動等に関し見識を有する者を指し、大学の教員に限るものではありません。

2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進します。

(基本方針)

① 各大学の薬学教育プログラムの改善点を明確にします。

② 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価します。

3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。

(基本方針)

① 大学以外の有識者を委員に配して評価を実施し、結果を広く社会に公表します。

② 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設けます。

③ 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図ります。

## 3. 評価の実施体制

1) 総合評価評議会

総合評価評議会は、薬学教育プログラムに関して広く高い見識を有する教育関係者および実務薬剤師、並びに医療や社会などその他の分野に関する学識経験を有する者により構成されます。評価事業の最高意思決定機関として、機構理事会からの委託に基づいて評価事業およびその付帯業務を行い、評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、機構理事長へ報告します。

## 2) 評価委員会

評価委員会は、総合評価評議会の下、各大学の専任教員あるいはその経験者、実務薬剤師およびそれ以外の者であって薬学教育プログラムに関する見識を有する者により構成され、評価実施計画の立案ならびに評価チーム（以下、3）参照。）の編成を行います。また、評価対象ごとに編成される評価チーム間の横断的事項の審議および調整、その他評価対象ごとに行う評価活動に関する事項について総理します。評価の対象となる薬学教育プログラムごとの評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告します。

## 3) 評価チーム

評価チームは、評価する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員5名から成るものとします。なお、評価実施員の構成については、原則として、実務薬剤師であって教育研究活動に識見を有する者を含むこととします。評価チームは、「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）の調査（書面調査）ならびに訪問調査を実施し、調査結果を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に報告します。

# 4. 評価の実施方法

## 1) 評価の概要

評価は、以下の2段階で実施されます。

### ① 大学における自己点検・評価

各大学は、「薬学教育評価ハンドブック」に従って、自らが実行している薬学教育プログラムに対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成します。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する57の『基準』ごとに教育研究活動等の状況を分析し、13の『中項目』ごとに優れた点、改善を要する点などの自己点検・評価結果を記述します。各大学には、原則として全ての『観点』に係る状況を分析し、整理することが求められます。なお、57の『基準』に関し、あらかじめ定められた『観点』に加えて、各評価対象において独自の『観点』を設定する必要があると考えられる場合には、これを設定した上で、その『観点』についての状況を分析し、記述することができます。

### ② 機構における評価

- ア 「評価基準」を構成する13の『中項目』ごとに、各大学から提出される「自己点検・評価書」に基づき、自己点検・評価の状況を評価し、適合水準に達しているかどうかの判断を行うとともに、その理由を明らかにします。また、適合水準に達しているかどうかの判断は、訪問調査に基づく評価を含めて総合的に行います。
- イ 改善の必要が認められる場合や、その取り組みが優れていると判断される場合には、その旨を大学に通知します。
- ウ 評価対象が13の『中項目』について総合的に適合水準に達している場合に、評価対象が「評価基準」を充たしているものと認め、その旨を公表します。

## 2) 機構による評価のプロセス

機構は、評価対象となる大学ごとに以下の手順で評価を実施します。

### ① 書面調査

評価チームは、「薬学教育評価ハンドブック」に基づき、大学が作成する「自己点検・評価書」(大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。)、および機構が調査・収集する資料等を基に書面評価を実施します。

### ② 訪問調査

評価チームは、「評価の手引き（評価者用）」に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について、大学を訪問して調査します。

### ③ 評価チーム報告書の作成

評価チームは、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した評価チーム報告書を作成します。

### ④ 評価報告書（委員会案）の作成

評価委員会は、評価チーム報告書を基に、評価報告書（委員会案）を作成します。

### ⑤ 意見の申立て

評価委員会は、評価報告書（委員会案）を対象大学に通知し、事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

### ⑥ 評価報告書原案の作成

対象大学から意見申立書を受理した場合、評価委員会は再度審議を行い、必要があれば修正して評価報告書原案を作成します。なお、意見の申立てが無かった場合には評価報告書（委員会案）を評価報告書原案とします。

### ⑦ 評価報告書の作成

評価委員会は、評価報告書原案を総合評価評議会に報告し、総合評価評議会はこれを審議し、評価報告書原案に基づいて評価報告書を作成します。

## 5. 評価の結果

### 1) 総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」で示します。ただし、判定を保留する場合には、評価を継続します。

機構は、本評価\*において、対象大学の薬学教育プログラムが、「評価基準」の13の『中項目』について総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定します。一部に問題があった場合には判定を保留し、評価を継続します。薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定します。

なお、総合判定は、総評として文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述します。

適合：「薬学教育評価 評価基準」を充たしている。

不適合：「薬学教育評価 評価基準」を充たしていない。

\*ここでいう“本評価”とは、定期的に実施する評価とします。

### 2) 『中項目』の評価

13の『中項目』の評価は『中項目』ごとに、『中項目』内の『基準』と『観点』の評価を総合的に判断し、原則として以下のような5段階で評価します。『中項目』ごとの評価結果は、多段階評価等の結果に基づき、概評として文章により表記します。

S：卓越している

A：適合水準を超えている

B：適合水準に達している

C：おおむね適合水準には達しているが、懸念される点が認められる

D：適合水準に達していない

### 3) 『基準』および『観点』の評価

『基準』を構成する『観点』が原則として全て充たされていることを57の『基準』ごとに確認し、その結果を『中項目』の評価に反映します。

### 4) 改善すべき点

① 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「改善すべき点」を付された場合、当該大学は指定された期限までに「改善報告書」を機構に提出することとします。

② 「改善すべき点」は、大学評価後、その問題事項について改善・改革を促すための提言です。したがって、改善報告に当たっては、当該事項に対する改善状況を根拠となる資料を添えて報告してください。

③ 当該大学から提出された「改善報告書」は、評価委員会で検討し、その結果を総合評価評議会がとりまとめ、公表します。

## 5) 助言

- ① 総合的に「適合」と判定された大学が、評価結果において「助言」を付された場合、改善・改革の努力が求められるものですが、その対応は当該大学の判断に委ねることとします。
- ② 当該大学は、指定された期限までに「助言」への対応状況を機構に報告することとします。

## 6. 評価結果の公表等

- 1) 薬学教育プログラムの総合判定の結果は、『中項目』ごとの評価結果とともに評価報告書をもって公表します。
- 2) 評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイト (<http://www.jabpe.or.jp>) への掲載等により公表します。
- 3) 評価結果の公表にあわせて、評価の透明性および客観性を確保するため、各大学から提出された「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）をウェブサイト（同上）に掲載します。
- 4) 文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行います。

## 7. 「認定」の取消し

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間（機構による適合認定が有効である期間）、機構の行う評価の過程、「自己点検・評価書」の提出または機構への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることができます。

## 8. 情報公開

- 1) 機構は、薬学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、機構に関する以下の事項について公表するとともに、他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイト（同上）への掲載等適切な方法により提供します。
  - ① 名称及び事務所の所在地
  - ② 役員の氏名
  - ③ 評価の対象
  - ④ 「評価基準」及び評価の方法
  - ⑤ 評価の実施体制
  - ⑥ 評価結果の公表の方法
  - ⑦ 評価の周期
  - ⑧ 評価に係る手数料の額

2) 機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合は、開示することにより、“①個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものや個人の権利利益を害するおそれがあるもの”、“② 機構等に関する情報であって機構等が行う業務の適正な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの” 等の不開示情報を除き、原則として開示します。ただし、各大学から提出され、機構が保有することとなった文書の公開に当たっては、当該大学と協議します。

#### 9. 評価の時期

- 1) 評価の申請は、毎年度1回受け付けます。
- 2) 各大学は、最初の評価を平成25年度から31年度の間に受けるものとします。
- 3) 申請予定大学は、評価実施年度の4月に別に定める様式に従って、機構に評価を申請します。
- 4) 機構は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施します。
- 5) 各大学は、本評価を受けた後、当該評価の実施翌年度から起算して7年以内に次回の評価を受けるものとします。

#### 10. 再評価

- 1) 再評価は、総合判定の保留により評価が継続となった大学の薬学教育プログラムを対象に1回に限り実施します。
- 2) 再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された『中項目』に限定して実施します。
- 3) 評価が継続となった大学は、別に定める手続きに従って、機構に再評価を申請することとします。
- 4) 評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「不適合」とあると判定し、公表します。
- 5) 再評価において、対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、当該大学の薬学教育プログラムを「適合」と認め、公表します。
- 6) 再評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。

7) 再評価においても対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、公表します。

8) 再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

#### 1 1. 追評価

1) 追評価は、本評価において「不適合」と判定された大学の薬学教育プログラムを対象に実施します。

2) 追評価は、本評価において非常に重大な問題があると判定された『中項目』に限定して実施されます。

3) 本評価において「不適合」と判定された大学は、別に定める手続きに従って、1回に限り追評価を申請することができます。

4) 追評価において、追評価の対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、当該大学の薬学教育プログラムを「適合」と認め、公表します。

5) 追評価において「適合」とされた場合の認定期間は、本評価の翌年度4月1日から起算した正規の認定期間の残りの期間とします。

6) 追評価においても、対象となった『中項目』の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には、「不適合」とすると判定し、公表します。

7) 追評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設けます。

#### 1 2. 教育研究活動等の内容の重要な変更の届出

1) 各大学は、認定を受けた後に教育研究活動等に関し機構が別に定める重要な事項の変更が生じた場合には、変更後3ヶ月以内に機構に届け出なければならないものとします。

2) 届出を必要とする大きな変更内容とは、認定の結果に影響を与えるものとします。

3) 届出があった場合、必要に応じてその内容についての審査を行います。

4) 審査体制、基準、通知方法等については別途定めます。

### 1 3. 「評価基準」等の変更手続き

「評価基準」や評価方法その他評価に関する重要事項を変更する場合には、事前に各大学等に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保します。「評価基準」と「実施要綱」等については基準・要綱検討委員会、評価方法等については評価委員会がそれぞれ変更案を作成し、総合評価評議会がこれを審議し決定します。

### 1 4. 異議申立てについて

本評価、再評価あるいは追評価において総合判定が「不適合」、あるいは本評価において「評価継続」とされた大学には、その結果（不適合、評価継続）の変更を求める異議申立てを行う機会を設けます。異議申立てがあった場合は、6名の委員で構成される異議審査委員会を総合評価評議会の下に設置し、審査を行います。なお、異議申立ての手続き等は、別途定めます。異議申立ての審査結果に対する異議の申立てはできません。

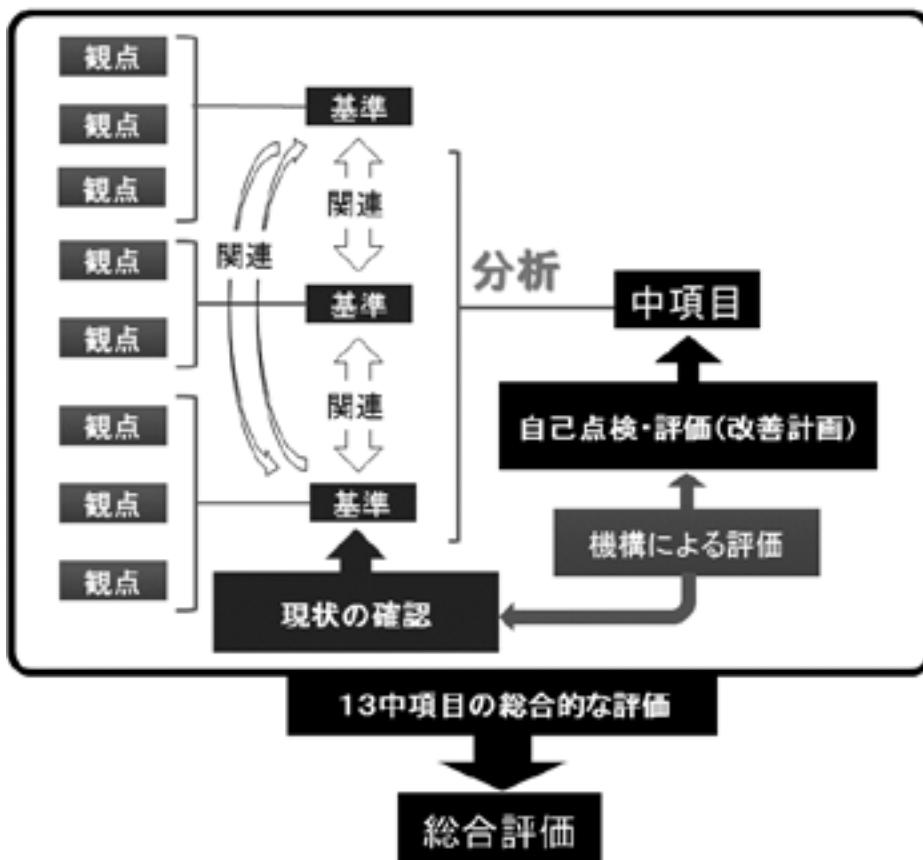
### 1 5. 評価手数料

申請する各大学は、指定の期日までに別に定める評価手数料を納入することが必要となります。

(参考1 評価の『基準』数および『観点』数)

『基準』数および『観点』数				
大項目	中項目	『基準』数	『観点』数	
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	7
	3 医療人教育の基本的内容	8		25
	4 薬学専門教育の内容	4		9
	5 実務実習	9		29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
学生	7 学生の受入	3	17	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6		17
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	24
学習環境	11 学習環境	2	2	8
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
(合計数)		57	176	

(参考2 評価の概要)



(参考3 評価のプロセス)

